

アルコール検知器等導入に伴う助成金交付要綱

一般社団法人 山梨県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山梨県トラック協会（以下「梨ト協」という。）の会員事業者が、点呼時に飲酒の有無を確認することにより飲酒に係る事故根絶を目的に、アルコール検知器等の装置を設置する際の助成金の交付に関し必要な事項を定め適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象者は、梨ト協の会員事業者であり、かつ正常なる会費の納入がなされている事業者とする。

(助成対象装置)

第3条 助成対象装置は、運転者の点呼時に使用するアルコール検知器等で検査結果を記録できる装置、あるいは遠隔地での検査結果を管理するための装置を備える機種とする。

(助成金交付額)

第4条 助成金交付額は、システム型（管理ソフト、端末セット、マウスピース、カメラ及び専用ケーブル等）及び携帯型で、一式あたり助成対象経費の1/2（上限3万円）とし、1事業者5台までとする。（消費税を除く）なお、助成交付額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。ただし、国の補助事業を活用した場合には対象外とする。

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、毎年4月1日から翌年1月31日までの間に装置を購入・支払い、あるいはリース契約が完了する装置とする。
ただし、上記の期間内であっても予算枠に達した場合はその時点までとする。

(助成金交付請求)

第6条 アルコール検知器等を購入、設置した事業者は、様式2「アルコール検知器等助成実績報告書」（助成金交付申請書）を助成対象期間終了後の2月15日（ただし土、日祝祭日の場合は翌日）までに提出するものとする。なお、申請書提出の際には梨ト協で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 梨ト協は、会員事業者から前条の「アルコール検知器等助成実績報告書」(助成金交付申請書)の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、その報告に係る実績結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するときは、助成金を交付する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は別に定める。

(附 則)

1. 平成21年7月25日制定